

「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（六次産業化法）」第5条第1項に基づき認定された総合化事業計画に記載の農家レストラン設置要綱

#### （目的）

第1条 この要綱は、農林漁業者の所得向上と地域の活性化を図るため、農林漁業者が取り組む6次産業化を推進することを目的として、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下、「六次産業化法」という。）」第5条第1項に基づき認定された総合化事業計画に記載の農家レストランの取扱いについて、必要な事項を定める。

#### （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）総合化事業計画 六次産業化法第5条第1項に基づき認定された総合化事業に関する計画をいう。
- （2）農家レストラン 主として、自己の生産する農畜産物等若しくは自己の生産する農畜産物等加工品又はこれらを材料として調理されたもの（量的又は金額的に5割以上使用）の提供の用に供する施設をいう。  
なお、「農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針（平成23年3月14日農林水産省告示第607号）」の第1章第4の3(2)に基づき、市町村が策定した戦略に位置付けられている施設であること。
- （3）開設者 農家レストランを設置し、運営するものをいう。

#### （設置の認定）

第3条 開設者は、「農家レストラン設置申請書」（別紙様式1）を作成し、農家レストランを設置する地域を所管する市町村長（以下、「市町村長」という。）を経由して知事に提出するものとする。

- 2 市町村長は、前項の書類を受けたときは必要な調査を行い、意見を付して知事に「農家レストラン設置申請について」（別紙様式2）により副申するものとする。
- 3 農家レストランの設置基準は、別表1のとおりとする。
- 4 知事は、前項の規定に基づき審査した結果、農家レストランの設置が適当であると認めるときは、市町村長を経由し開設者に「農家レストラン設置認定書」（別紙様式3）を交付し、認定するものとする。
- 5 知事は、農家レストランが前項の設置基準に適合しないと認めるとき又はその構造設備が不相当であると認めるときは、前項の認定を与えない。
- 6 知事は、周辺の農地に影響があるなど本制度の趣旨に鑑みて必要があると認めるときは、第4項の認定に必要な条件をつけることができる。

(開設者の変更)

第4条 開設者について相続又は合併があったときは、相続人(相続人が2人以上あるときにおいてその全員の同意により農家レストランの経営を承継すべき相続人を選定したときは、その者)又は合併後存続する法人若しくは合併により設置した法人は、開設者の地位を承継する。

なお、地位を承継する者は、原則、耕作又は養畜の業務を営むものとする。

2 前項の規定により開設者の地位を承継した者は、速やかに、その事実を証する書面を添えて、その旨について市町村長を経由して知事に届けるものとする。

(施設の適正な保持)

第5条 開設者は、農家レストランについて、適正な維持管理をするとともに排水、給水及び換気など、衛生上必要な措置を講じなければならない。

(認定の変更等)

第6条 第3条の認定を受けた開設者は、当該認定に係る開設計画を変更しようとするときは、農家レストラン設置変更申請書(別紙様式4)を作成し、市町村長を経由して知事に提出しなければならない。

2 市町村長は、前項の書類を受けたときは、第3条第2項を準用し知事に副申するものとする。

3 知事は、第3条第3項を準用し、変更設置が適当であると認めるときは、市町村長を経由し開設者に「農家レストラン変更設置認定書」(別紙様式3)を交付し、認定するものとする。

4 知事は、周辺の農地に影響があるなど本制度の趣旨に鑑みて必要があると認めるときは、第3項の認定に必要な条件をつけることができる。

5 知事は、開設者が第3条第3項の規定による設置基準、同条第6項、前項の規定により附した条件、及び第5条の規定に違反したときは、第3条第4項、及び前項の認定を取り消すことができる。

6 知事は、前項により認定を取り消すときは、その内容について市町村長を経由して開設者に通知する。

7 開設者は、農家レストランを廃業したときは、速やかに「農家レストラン廃業届」(別紙様式5)を作成し、市町村長を経由して知事に届けるものとする。

(設置後の対応等)

第7条 知事は、農家レストランの設置後においても、市町村長の協力を得て、農畜産物の使用状況及び農家レストランの運営状況等について定期的に把握するものとする。

2 開設者は、事業年度ごとに農家レストラン運営実績報告書(別紙様式6)を作成し、毎事業年度経過後90日以内に市町村長を経由して知事に提出するものとする。

附則 この要綱は、令和4年12月26日から施行する。

別表1

「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（六次産業化法）」第5条第1項に基づき認定された総合化事業計画に記載の農家レストラン設置基準

項 目	内 容
1 開発地域	(1) 農用地の集団化、農作業の効率化、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼさないものであること。 (2) 開設箇所は集団的な農地利用の妨げとならないよう、その縁辺部とすることが望ましい。
2 開発(敷地)面積	経営計画に見合う規模であること
3 建築物	経営計画に見合う規模であること
4 敷地の接する道路	(1) 主たる出入口から交差点に至るまでの道路の幅員が6.0m以上であること。 (2) (1)の道路が接続する道路の幅員は6.0m以上であること
5 その他	(1) 隣地の地権者、開設地が属する農家組合、農業協同組合、土地改良区、農業委員会等から同意が得られること。 (2) 周辺農地等に対する影響 <sup>※1</sup> に配慮した施設であること (3) 農家レストランと併せて直売施設や加工処理施設など他の施設が設置されている施設でないこと。 (4) 農家レストランと開設者等の居住の用に供する建築物等が併せて設置されている施設や深夜営業を常態とする施設、主として酒類を提供する施設、遊興飲食させる施設等でないこと。 (5) 駐車場は施設に見合った有効な台数を確保すること。 (6) 都市計画法第33条及びその他の技術基準に属する規定に適合すること。 (7) 総合化事業計画で設置が位置付けられている農家レストランであること。 (8) その他、各種法令に適合する内容（見込みを含む。）であること。

※1 周辺農地等に対する影響：日照、遮光、排水、施設敷地への侵入等、営農に与える影響

別紙様式 1

年 月 日

農家レストラン設置申請書

愛知県知事 殿

申請者 住所  
氏名 (名称・代表者)

総合化事業計画における農家レストラン設置要綱第 3 条の規定に基づき農家レストランを設置したいので、関係書類を添えて申請します。

(添付資料 原則として以下の資料を添付する)

添付資料	①農林水産大臣に認定された総合化事業計画等の写し ②設置する地域を所管する市町村の戦略 ③農家レストラン開設計画書 ④位置図 ⑤平面図 ⑥開設にあたり影響を与える周辺農地の関係団体(農業委員会等)の意見が確認できる書面 ⑦その他必要と認められる資料
------	--

## 農家レストラン開設（変更）計画書

農家レストラン 開設者		レストラン 名称			
レストラン 開設地	愛知県				
開設地決定理由					
工期	着工予定年月日	年 月 日	総事業費		
	竣工予定年月日	年 月 日			
	開設予定年月日	年 月 日			
開発（敷地）面積 ※駐車場含む	m <sup>2</sup>	延べ床面積	m <sup>2</sup>	駐車可 能台数	台

### 1 年間計画（使用する材料）

#### （1）自己生産物及び市町村内で生産されたもの

使用品目	使用量（k g）	仕入金額（円）
その他		
合 計	①	②

#### （2）（1）以外のもの

使用量（k g）	仕入金額（円）
③	④

#### （3）材料使用割合

自己生産物及び市町村内で生産されたものを使用した割合（量）【①/（①+③）】	%⑤
自己生産物及び市町村内で生産されたものを使用した割合（金額）【②/（②+④）】	%⑥

※⑤又は⑥が50%以上となること

### 2 運営計画

レストラン利用者数	レストラン雇用者数	レストラン総売上
人	常時 人 臨時（パート） 人	千円

※記入上の注意

- ・利用者数：総売上を1人当たり客単価の推定値で算出した人数でも可
- ・変更計画の場合は、変更部分について当初計画を上段に（ ）書きとして二段で記載する。

別紙様式2

年 月 日

愛知県知事 殿

〇〇市（町村）長

農家レストラン（変更）設置申請について（副申）

〇年〇月〇日付で別添のとおり、総合化事業計画における農家レストラン設置要綱第3条（第6条）に基づく（変更）設置申請がありました。

（意見の例）

申請内容については、適当と認められます。

〇〇について、適切に対応してください。

農家レストラン（変更）設置認定書

様

愛知県知事

○年○月○日付で（変更）申請のありました下記レストランについて、総合化事業計画における農家レストラン設置要綱第3条（第6条）の規定により、認定します。

記

レストラン開設者	
レストラン名称	
レストラン開設地	愛知県
【（変更）認定の条件】	

（留意事項）

本認定は、他の法令に基づく許認可等（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3項に規定する許認可等をいいます。）を受けることができることを保証するものではありません。

農家レストラン変更設置申請書

愛知県知事 殿

申請者 住所  
氏名 (名称・代表者)

年 月 日付で認定を受けた農家レストラン設置認定について、下記のとおり変更したいので、総合化事業計画における農家レストラン設置要綱第6条の規定に基づき、変更を申請します。

記

1 変更事項の内容

変更後	変更前

2 変更理由

3 添付を省略する書類 (既に提出されている書類のうち内容に変更がないもの)

(留意事項)

別紙様式1と同じ資料を添付すること。内容に変更がないものは提出する必要はないが、省略する書類を上記に記載すること。



農家レストラン廃業届

愛知県知事 殿

申請者 住所  
氏名 (名称・代表者)

下記のとおり、農家レストランを廃業しましたので届出をします。

記

レストラン名称	
レストラン所在地	愛知県
廃業年月日	年 月 日
廃業の理由	

## 農家レストラン運営実績報告書

愛知県知事 殿

申請者 住所  
氏名 (名称・代表者)

総合化事業計画における農家レストラン設置要綱第7条の規定に基づき、農家レストランの運営実績について下記のとおり提出します。

記

## 1 事業年度

年 月から 年 月まで

## 2 年間実績 (使用する材料)

## (1) 自己生産物及び市町村内で生産されたもの

使用品目	使用量 (k g)	仕入金額 (円)
その他		
合 計	①	②

## (2) (1) 以外のもの

使用量 (k g)	仕入金額 (円)
③	④

## (3) 材料使用割合

自己生産物及び市町村内で生産されたものを使用した割合 (量) 【①/ (①+③)】	%⑤
自己生産物及び市町村内で生産されたものを使用した割合 (金額) 【②/ (②+④)】	%⑥

※⑤又は⑥が50%以上となること

## 3 運営実績

レストラン利用者数	レストラン雇用者数	レストラン総売上
人	常時 人 臨時 (パート) 人	千円

※記入上の注意

・利用者数：総売上を1人当たり客単価の推定値で算出した人数でも可